

# 福岡県公報

令和2年1月24日  
第73号

## 目次

### 告示 (第60号 - 第67号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 1
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) ..... 1
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 2
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 2
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 2
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 3
- 救急病院の認定 (医療指導課) ..... 3
- 鳥獣捕獲等事業の変更 (農山漁村振興課) ..... 4

### 公告

- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) ..... 4
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) ..... 5
- 福岡県県民栄誉賞被表彰者の決定 (文化振興課) ..... 8
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) ..... 8
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) ..... 8
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) ..... 8
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ..... 9
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ..... 9
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) ..... 9
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 9
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (自然環境課) ..... 10

## 公安委員会

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部生活保安課) ..... 10

## 告示

### 福岡県告示第60号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年1月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年1月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	甘木吉井線	朝倉市黒川1732番1先から 朝倉市黒川883番12先まで

### 福岡県告示第61号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年1月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 中泉二区-3
- 2 区域の所在地 直方市大字中泉
- 3 土地の表示

(1) 次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から7号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と7号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号

直方市大字中泉	1213番46	1号
	1213番22	2号
	1213番33	3号から6号まで
	1213番20	7号

(2) 次に掲げる地番の土地に存する標柱番号8号から17号までを順次結んだ線及び標柱番号8号と17号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
直方市大字中泉	1213番32	8号
	1213番8	9号
	1213番40	10号及び11号
	1213番55	12号及び13号
	1213番6	14号
	1213番33	15号
	1213番9	16号
	1213番44	17号

#### 福岡県告示第62号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年1月24日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成3年1月29日農林水産省告示第122号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに糸島市役所及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第63号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年1月24日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和62年7月25日農林水産省告示第1050号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第64号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年1月24日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示（国有林に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和58年10月20日農林水産省告示第1951号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第65号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年1月24日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）及び国有林に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和62年6月18日農林水産省告示第729号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに豊前市役所及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第66号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年1月24日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間
八木病院	福岡市東区馬出2-21-25	令和元年8月1日から 令和4年7月31日まで
九州大学病院	福岡市東区馬出3-1-1	
友田病院	福岡市博多区諸岡4-28-24	
社会医療法人社団至誠会木村病院	福岡市博多区千代2-13-19	
千鳥橋病院	福岡市博多区千代5-18-1	
福岡県済生会福岡総合病院	福岡市中央区天神1-3-46	
溝口外科整形外科病院	福岡市中央区天神4-6-25	
福岡鳥飼病院	福岡市城南区鳥飼6-8-5	
医療法人西福岡病院	福岡市西区生の松原3-18-8	
社会医療法人財団白十字会白十字病院	福岡市西区石丸3-2-1	
医療法人社団朝菊会昭和病院	福岡市西区大字徳永字大町911-1	令和元年10月12日から 令和4年10月11日まで
国家公務員共済組合連合会浜の町病院	福岡市中央区長浜3-3-1	
さくら病院	福岡市城南区南片江6-2-32	
大牟田中央病院	大牟田市大字歴木1841	令和2年1月1日から 令和4年12月31日まで

### 福岡県告示第67号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定に基づき、令和2年1月7日付けで鳥獣捕獲等事業の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のように公示する。

令和2年1月24日

福岡県知事 小川 洋

事業者の名称	住 所	代表者の氏名
特定非営利活動法人 フォーチュンプラス	久留米市津福今町483番地10	大原 進

## 公 告

### 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和2年1月24日

福岡県知事 小川 洋

- 調達をする物品等又は特定役務の種類  
交通情報管理システム（警察署等端末）賃貸借
- 競争入札参加者の資格
  - 競争入札に参加することができない者
    - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
    - 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
    - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- 従業員数
- 年間売上高
- 自己資本金
- 流動比率
- 経営年数
- 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個

人にとっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にとっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にとっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にとっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)  
申請書は、福岡県庁ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間  
この公告の日から令和2年2月12日（水曜日）までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知  
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間  
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

### 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年1月24日

福岡県知事 小川 洋

### 1 調達内容

- (1) 調達案件名  
交通情報管理システム（警察署等端末）賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和2年3月4日（水曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生

法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2592

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和2年1月24日（金曜日）から令和2年3月3日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和2年3月4日（水曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

令和2年3月5日（木曜日）午前10時30分

## 11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 その他

(1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
A lease contract for terminal computers to be linked with the Traffic Information Managemet System for use at police stations and places.
- (2) Time Limit of Tender  
5:45 PM on March 4, 2020
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender  
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters  
7 - 7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan  
Tel 092 - 641 - 4141 (Ext.2233)

**公告**

福岡県県民栄誉賞表彰要綱（平成12年10月2日12生文第573号）第3条の規定に基づき、福岡県県民栄誉賞被表彰者を次のとおり決定したので、同要綱第6条の規定により公表する。

令和2年1月24日

福岡県知事 小川 洋

主な業績	被表彰者
アフガニスタン等において長年にわたり医療事業、かんがい事業等に尽力したこと。	中村 哲

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年1月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）

**2 測量の実施地域及び期間**

実施地域	実施期間
北九州市門司区大里戸ノ上四丁目	令和元年12月20日から 令和2年3月31日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年1月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
福岡市都市計画図修正
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市東区（多田羅・土井・蒲田）	令和元年12月7日から 令和2年3月19日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年1月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量（基準点の復旧））
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
------	------



福岡市西区今津地内

令和2年1月6日から  
令和2年1月31日まで**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年1月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
田川郡添田町大字落合	令和元年12月16日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により粕屋町酒殿駅南土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年1月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量・出来形確認測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
糟屋郡粕屋町大字酒殿の一部地域	令和元年12月20日

**公告**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和2年1月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分を受けた事業者
  - (1) 名称  
株式会社マツカワ物流
  - (2) 所在地  
熊本県玉名郡和水町内田1083番地1
  - (3) 代表者  
代表取締役 松川 重光
- 2 行政処分の内容  
産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
- 3 処分の年月日  
令和2年1月9日
- 4 処分の理由  
株式会社マツカワ物流は、法第14条第5項第2号ニ（同号イに規定する法第7条第5項第4号ニに該当）の規定に該当し、法第14条の3の2第1項第2号の規定に該当するに至った。

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年1月24日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画臨港地区の変更（令和元年12月26日福岡市告示第196号）

公告

福岡県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和2年1月24日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

令和2年1月24日から令和2年2月25日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第6号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、風俗営業の許可審査基準等の一部を改正したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和2年1月24日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、次に掲げる法令の施行等に伴い、風俗営業の許可審査基準等の一部を改正するものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

(1) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）

(2) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う警察庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和元

年内閣府令第36号）

(3) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則（令和元年国家公安委員会規則第8号）

2 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ (<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>) に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。